



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

株式会社センターポイント・ディベロップメント

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1(F)

管理・運営・
透明性評価

m1(F)

発行体/借入人

株式会社センターポイント・ディベロップメント

評価対象

株式会社センターポイント・ディベロップメント
グリーンファイナンス・フレームワーク

評価の概要

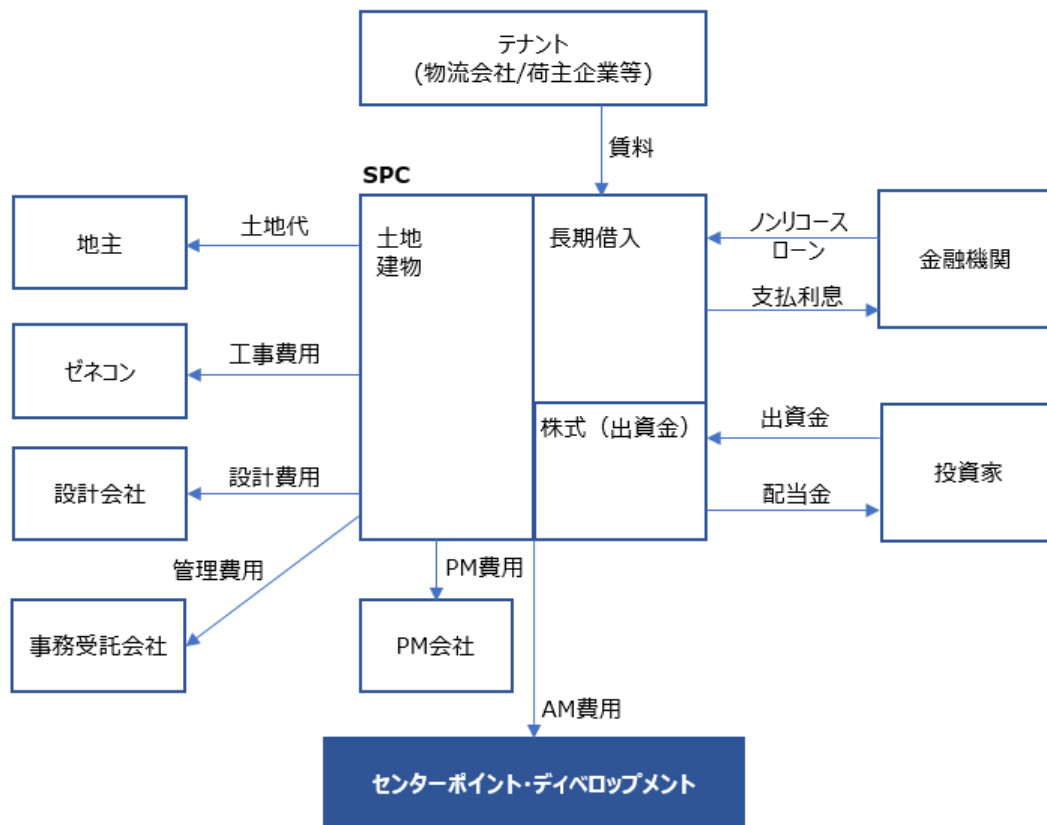
株式会社センターポイント・ディベロップメント（CPD）は、2011年に設立された不動産運用会社である。日本国内の物流不動産を対象として、用地取得からデューデリジェンス等の調査、開発およびリーシングまでのサービスを展開する。これまでに30件超、総額2,000億円超の開発・投資実績を有する。

2018年10月に三菱HCキャピタル株式会社の持分法適用会社となり、2023年4月には100%子会社となった。以降、三菱HCキャピタルグループと密接に連携し、物流施設の開発を推進している。CPDは開発事業の継続的な拡大等により、将来的には総運用資産額5,000億円を目指している。

CPDは、そのミッションとして「施設開発を通じて効率的な物流を実現し、サステナブルで安心安全な社会の実現に貢献」することを掲げている。CPDでは、物流は生産者から消費者までをつなぐ重要な社会的インフラとして捉えており、CPDが手掛ける物流施設がこれらのインフラに関わる人々に対して有益な「結節点（センターポイント）」となるよう向き合っている。近年の案件にお

いては、用地取得、施設設計、建設および運用の全てのフェーズにおいて、環境面および社会面の問題解決に寄与することが開発物件の提供できる便益の一つとなりうるとの考えを織り込んでい

る。
 今般の評価対象は、CPD がグリーンボンド又はグリーンローン（グリーンボンドとグリーンローンを総称して「グリーンファイナンス」）により調達する資金を、環境改善効果を有する用途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR では、本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」、「グリーンボンドガイドライン³」及び「グリーンローンガイドライン⁴」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。なお、上記原則・ガイドラインは負債性商品を対象としており、出資等エクイティ性を有する商品については、直接上記原則・ガイドラインを適用できないため、参照する形で評価を行う。



図表 1 スキーム図

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>
² Loan Market Association (LMA), Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>
³ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>
⁴ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

今回のレビューは、2024年4月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及びBELS新基準導入等に基づき、CPDが本フレームワークを更新したことを受けて行うものである。今般、CPDは、本フレームワークの適格クライテリアで定められる認証のうち、CASBEE評価認証の記載の明確化、BELS評価の適格ランクの変更、LEED認証のバージョンの明確化を行った。いずれの変更についても、JCRは引き続き環境改善効果を有するものであると評価している。

対象プロジェクトの選定は、CPDの代表取締役社長を最終決裁者として機関決定が行われており、経営陣が適切に関与している。グリーンファイナンスによる調達資金は適格クライテリアを満たす資産の建設資金もしくは同資金のリファイナンスに充当される。調達資金を充当後、グリーン適格資産の売却等が発生した場合には、速やかに償還/返済される。資金充当状況および環境改善効果にかかるレポート内容については、現時点で本フレームワークによるファイナンスを実行しておらず、対象物件に係る年次のレポートは行われていないものの、適切な主要インパクト指標の開示が予定されている。以上より、JCRはCPDの管理運営体制が確立されており、透明性を有すると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の用途
2. 資金用途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて引き続き適切であるか。

3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポートニング

グリーンファイナンスに係る資金充当状況レポートニング及びインパクトレポートニングが、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法でフレームワーク変更後も適切に開示される体制が整備されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

1. 調達資金の使途

CPD は、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。なお、以下では変更後のフレームワークのみを記載している。

資金使途にかかる本フレームワーク

グリーンボンド、グリーンローンまたはグリーンエクイティ（以下、総称して「グリーンファイナンス」）で調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすグリーンビルディングの開発・取得資金、もしくは同資金のリファイナンスに充当する予定です。

[適格クライテリア]

グリーンビルディング

下記①-⑤の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済もしくは今後取得予定の物件に対する開発、建設、内装・設備の工事、改修、取得にかかる費用

① CASBEE 不動産・CASBEE 建築（新築）認証における S ランク～A ランク

自治体版 CASBEE における S ランク～A ランク（ただし、工事完了日から 3 年以内のものに限る）

② BELS 評価（2016 年度基準）：5 つ星～3 つ星(※1)

BELS 評価（2024 年度基準）：

非住宅：レベル 6～4(※2)

※1 物流施設を含む工場等において BEI=0.75 超ではないこと

※2 2016 年以前築の既存建物の新規取得はレベル 3 以上かつ物流施設を含む工場等において BEI=0.75 超ではないこと

③ ZEB 認証における ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready

④ LEED 認証における Platinum、Gold （BD+C については v4 以降）

⑤ DBJ Green Building 認証における 5 つ星～3 つ星

【本フレームワークに対する JCR の評価】

CPD は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち、CASBEE 評価認証の記載の明確化、BELS 評価の適格ランクの変更、LEED 認証のバージョンの明確化を行っている。

本フレームワークにおいて、今回記載が変更された CASBEE 評価認証、BELS 評価、LEED 認証の概要を以下に示す。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）、の 5 段階（CASBEE-不動産は S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B ランク（必須項目を満足）の 4 段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

今般、CPD が適格クライテリアとして定めた A 以上の建物は、CASBEE-建築（新築）においては BEE が 1.5 以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であること、また CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における A 相当の物件であることから、環境改善効果があると JCR は評価している。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI（Building Energy Index）によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成 28 年度基準）では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m²以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6（消費エネルギー削減率が 50%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

CPD が適用した BELS におけるクライテリアは、省エネ基準（住宅：BEI 値 0.8 以下、非住宅：BEI 値 0.75 以下）を上回る性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、1996 年に草案が公表され、数年に 1 度アップデートが行われている。現在では v4 及び v4.1 が運用されており、2025 年には v5 が登場する予定になっている。

認証の種類には、BD+C（建築設計及び建設）、ID+C（インテリア設計及び建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）、CITIES（都市）の 6 種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80 ポイント以上）、Gold（60～79 ポイント）、Silver（50～59 ポイント）、Certified（標準認証）（40～49 ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が低いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。

CPD が適格クライテリアとして定めた Gold 以上は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであり十分な環境改善効果を有することから、資金使途として適切であると JCR は考えている。以上より、JCR は変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できる物件を対象としていると評価している。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

CPD は、本フレームワークにおいて、資金使途の選定基準とプロセスを以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

プロセスにかかる本フレームワーク

1. プロジェクト選定関与者

調達資金の使途となるプロジェクトは、**ア**クイジション部の担当者により適格クライテリアへの適合が検討され、評価および選定が行われています。

2. プロジェクト選定プロセス

対象となるプロジェクトを資金使途としてグリーンファイナンスによる資金調達を行うことは、**ア**クイジション部の担当者によって起案され、最終決裁者を代表取締役社長とする社内稟議によって承認されます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて適切と評価している。今次レビューにあたり、JCR では CPD に確認を行い、担当部署の名称変更のみであり、引き続き適切であると評価している。

3. 調達資金の管理

CPD は、本フレームワークにおいて、調達資金の管理を以下の通り定めている（変更点なし）。

資金管理にかかる本フレームワーク

調達資金の充当計画

- グリーンファイナンスにより調達した資金は調達後速やかに資金使途の対象となるプロジェクトの土地取得・建設資金もしくは対象物件のリファイナンスに充当される予定です。

調達資金の追跡管理の方法

- 本フレームワークに基づいて調達した資金は、全て SPC の口座に入金されるため、元より分別管理されていることから、当社の資金との混同は発生しません。また SPC 毎に口座を分けて管理しております。調達された資金が他用途に使われないように管理しております。
- なお、調達した資金の出金手続き等については SPC 毎に会計事務所及び税理士法人（まとめて、事務受託会社）と業務委託契約を締結しており、CPD の社内決裁の上、指図により、入出金を行っています。
- 調達資金の充当スケジュールは対象となるプロジェクトについて、投資家・金融機関に対し、事前に説明している資金計画に従います。また、調達資金が充当されるまでの間は、調達資金は現金又は現金同等物にて管理します。

追跡管理に関する内部統制および外部監査

- 充当された資金について、SPC 毎に監査法人と監査契約を締結し外部監査を受けます。

未充当資金の管理方法

- グリーンファイナンスは、進行中のプロジェクトにおいて資金需要が発生するタイミングで調達し、原則として調達後即日充当されるため、グリーンファイナンス調達時に未充当資金は発生しません。
- グリーンファイナンスの償還/返済前までに資金使途の対象となる物件の売却等により資金使途の対象ではなくなる場合、対象となるグリーンファイナンスを速やかに償還/返済するため、グリーンファイナンス残存時における未充当資金も発生しません。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金管理について適切と評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

4. レポートニング

CPD は、本フレームワークにおいて、レポートニングを以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

レポートニングにかかる本フレームワーク

資金充当状況レポートニング

- 充当対象プロジェクトの概要、充当額、未充当資金の金額・充当予定時期・運用方法について、当社ウェブサイトを通じて年次で開示を行います。また、資金使途において重大な状況変化があった場合は適時に開示を行います。ただし、ローンの場合は貸し手（シンジケーション形式の場合はエージェントを通じて）に対してのみ報告する可能性があります。

インパクト・レポートニングの開示方法及び開示頻度

- 当社ウェブサイト上にて、年次で開示予定です。ただし、ローンの場合は貸し手（シンジケーション形式の場合はエージェントを通じて）に対してのみ報告する可能性があります。

インパクト・レポートニングにおける KPI

- 取得資産の環境認証数・種類

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では、本フレームワークに記載された資金の充当状況及び環境改善効果に係るレポートニングについて適切と評価している。

CPD は従前のフレームワークに基づくグリーンローンを実行しており、資金使途に係る環境認証取得状況が CPD のウェブサイトを開示されている。既に充当されている資金使途について、今後グリーンローン原則で求められている資金充当状況及びインパクトのレポートニングを、CPD のウェブサイトにて年次で開示を行う事を JCR は確認しており、引き続き状況を注視していく。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

CPD は、日本国内の物流不動産を対象として、用地取得からデューデリジェンス等の調査、開発およびリーシング事業を展開している。不動産運用会社および不動産会社等で開発業務、投資業務等、CPD の扱うサービスに関連した経歴を持つメンバーが有するノウハウを生かし、新規の開発物件のみならず、空室物件や異種用途施設を対象としたリノベーションも行っている。開発コストベースで 2,000 億円にのぼる開発実績の中には、市街化調整区域内でのプロジェクトが含まれている。これらのプロジェクトは一般的に難しいとされているが、自治体をはじめとするステークホルダーと協議を重ね、物件の環境面・社会面の配慮を織り込むことにより実現している実績を多く有している。

CPD は、そのミッションとして「施設開発を通じて効率的な物流を実現し、サステナブルで安心安全な社会の実現に貢献」することを掲げている。CPD では、物流は生産者から消費者までをつなぐ重要な社会的インフラとし捉えており、CPD が手掛ける物流施設がこれらのインフラに関わる人々に対して有益な「結節点（センターポイント）」となるよう向き合っている。近年の案件においては、用地取得、施設設計、建設および運用の全てのフェーズにおいて、環境面および社会面の問題解決に寄与することが開発物件の提供できる便益の一つとなりうるとの考えを織り込んでいる。

CPD は、物流施設を通じて環境問題の解決に貢献することが重要であると考えており、2017 年度に手掛けた物件から CASBEE 評価を取得し、環境への配慮を開発物件に反映してきている。また、2024 年 4 月から強化されるトラックドライバーに対する時間外労働の規制（いわゆる物流における「2024 年問題」）による影響を懸念し、三大都市圏・政令指定都市での開発と比べ難易度の高い地方都市での開発を進めることにより、社会的課題への解決にも貢献している。

CPD では、本フレームワークの策定および本フレームワークに基づくグリーンファイナンスの調達を契機としてサステナビリティへの取り組みをさらに体系的に進めたいと考えている。現在、CPD の社内にサステナビリティに係る専門の部署はないものの、不動産の環境面への影響に関して専門的知見を有している部署が主導して、本フレームワークの対象となるプロジェクトのグリーン性を確認している。また、開発対象となるプロジェクトを通じて、親会社である三菱 HC キャピタルをはじめとする投資家や金融機関、建設関連業務を担うゼネコンやコンサル会社等とサステナビリティに関しての議論を行い、CPD のサステナビリティにかかる業務推進の知見を蓄積している。今後は、サステナビリティに係る専門の部署の設立や環境をはじめとする方針の策定を期待したい。

JCR では、組織の環境への取り組みについて、経営陣が環境問題を引き続き重要度の高い優先課題として位置付けているほか、専門的知見を有する部署が、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定に、組織として明確に関与していると評価している。

レビュー結果(結論)

Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 玉川 冬紀・佐藤 大介

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル